

○原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第二百三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語） 第一条（略）</p> <p>（経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める特定重要電気工作物）</p> <p>第二条 省令第五十三条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める特定重要電気工作物は、次の各号（第四十八号を除く。）に掲げる名称の発電所に設置される当該各号に掲げる施設番号の特定重要電気工作物及び第四十八号に掲げる名称の発電所に設置される特定重要電気工作物とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（用語） 第一条（略）</p> <p>（経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める特定重要電気工作物）</p> <p>第二条 省令第五十三条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める特定重要電気工作物は、次の各号（第五十二号を除く。）に掲げる名称の発電所に設置される当該各号に掲げる施設番号の特定重要電気工作物及び第五十二号に掲げる名称の発電所に設置される特定重要電気工作物とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第一号機</p> <p>九 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第二号機</p> <p>十 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第三号機</p>

(削る)

八 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第五号機

九 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第六号機

十～五十 (略)

十一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第四号機

十二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第五号機

十三 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 第六号機

十四～五十四 (略)